

## 仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計  
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22  
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516  
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp  
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

## 今週のことば

## 特定小型原動機付自転車

政府は道交法改正案を閣議決定し、最高速度20キロ以下の電動キックボードなどを新たに「特定小型原動機付自転車」と分類。免許不要だが、運転は16歳以上とする。

## 今週のコよみ ご自分の予定を確認して下さい

3/ 7(月) 赤口 消防記念日
8(火) 先勝
9(水) 友引 韓国大統領選の投票日
10(木) 先負 源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
11(金) 仏滅 東日本大震災から11年
12(土) 大安
13(日) 赤口 大相撲春場所初日(大阪)、名古屋ウィメンズマラソン

## 先週の株と為替

	日経平均株価	円(対米ドル)
2/28(月)	26,527 △ 51	115.49 ▼0.22
3/ 1(火)	26,845 △318	115.03 △0.46
2(水)	26,393 ▼452	115.15 ▼0.12
3(木)	26,577 △184	115.72 ▼0.57
4(金)	25,985 ▼592	115.45 △0.27

## 4月から実施される在職老齢年金の見直し

本年4月から、年金制度改正により在職老齢年金制度の見直しが実施されます。

## ◆65歳未満の在職老齢年金の見直し

在職老齢年金制度は、在職中の60歳以上で厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受給している方について、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額額の合計額が一定の基準(現行65歳未満は28万円、65歳以上は47万円)を超える場合に年金額の全部又は一部が支給停止になる制度です。

本年4月から、65歳未満の在職老齢年金制度について見直しが行われ、年金の支給が停止となる基準が65歳以上の在職老齢年金と同じ「47万円」に緩和されます。

これにより、総報酬月額相当額と老齢厚生年金の基本月額額の合計が47万円以下の場合は年金額の支給停止は行われず、47万円を超える場合は超えた額の1/2が支給停止額となります。

## ◆「在職定時改定」の新設

また、在職中の65歳以上70歳未満の老齢厚生年金受給者について、年金額を毎年10月分から改定する「在職定時改定」が新設されます。

現行、65歳以降の被保険者期間は資格喪失時(退職時・70歳到達時)にのみ年金額が改定されますが、本年4月から在職定時改定が導入されることにより、在職中であっても毎年10月に改定が行われ、前年9月から当年8月までの被保険者期間が年金額に反映されることとなります。

なお、本年10月分については、65歳到達月から本年8月までの被保険者期間を含めて、年金額が改定されることとなります。

■この記事の詳細は、情報BOX201509

## 亡くなった方の「準確定申告」について

所得税の確定申告は、1年間の所得について通常であれば翌年の2月16日から3月15日までの間に申告・納税をしますが、確定申告を提出すべき方が年途中で亡くなった場合は、相続人が代わって申告書の提出や納税を行うこととなります。

この手続を「準確定申告」といい、相続人は被相続人が亡くなった年の1月1日から亡くなった日までの所得について、「相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヵ月以内」に申告・納税を行います。

なお、準確定申告書は、相続人の住所地の管轄税務署ではなく、被相続人が亡くなった当時の住所地の所轄税務署に提出します。

## コロナ資金繰り支援の期限延長など

経産省は、コロナ資金繰り支援の継続や債務の増大に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開するため「中小企業活性化パッケージ」を策定しました。

これにより、新型コロナウイルスに係る資金繰り支援については、①セーフティネット保証4号の期限を6月1日まで延長、②政府系金融機関による実質無利子・無担保融資の融資期間(運転資金)を20年とした上で、期限を6月末まで延長、③日本公庫の資本金劣後ローンを来年度末まで継続します。

## 詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和4年4月から見直される在職老齢年金

◆在職老齢年金制度の概要

60歳以上で在職中に老齢厚生年金（在職老齢年金）を受給している方の年金額は、受給している老齢厚生年金の月額と総報酬月額相当額に応じて、年金の一部又は全額が支給停止となる場合があります。また、70歳以降も厚生年金適用事業所に勤務している場合は、厚生年金保険の被保険者ではありませんが、65歳以上の方と同様の在職中による支給停止が行われます。これを在職老齢年金といいます。

年金制度改正により、令和4年4月から「65歳未満の在職老齢年金制度の見直し」や「在職定時改定の導入」が実施されます。

◆65歳未満の在職老齢年金制度の見直し

【現行の支給停止額の計算方法】

65歳未満の方の在職老齢年金制度について、現行は受給している老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計が28万円以下の場合は年金額の支給停止は行われず、28万円を超える場合は年金額の全部又は一部について支給停止されます。

基本月額と総報酬月額相当額	支給停止額（月額）の計算方法
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が28万円以下の場合	0円（全額支給）
基本月額が28万円以下で総報酬月額相当額が47万円以下の場合	$(\text{総報酬月額相当額} + \text{基本月額} - 28 \text{万円}) \times 1/2$
基本月額が28万円以下で総報酬月額相当額が47万円超の場合	$\{ (47 \text{万円} + \text{基本月額} - 28 \text{万円}) \times 1/2 + (\text{総報酬月額相当額} - 47 \text{万円}) \}$
基本月額が28万円超で総報酬月額相当額が47万円以下の場合	$\text{総報酬月額相当額} \times 1/2$
基本月額が28万円超で総報酬月額相当額が47万円超の場合	$47 \text{万円} \times 1/2 + (\text{総報酬月額相当額} - 47 \text{万円})$

【令和4年4月以降の支給停止額の計算方法】

在職老齢年金制度の見直しにより、令和4年4月以降は65歳以上の在職老齢年金制度と同じように、老齢厚生年金の基本月額と総報酬月額相当額の合計が47万円以下の場合は年金額の支給停止は行われず、47万円を超える場合は年金額の全部又は一部について支給停止される計算方法に緩和されます。

基本月額と総報酬月額相当額	支給停止額（月額）の計算方法
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円以下の場合	0円（全額支給）
基本月額と総報酬月額相当額の合計額が47万円超の場合	$(\text{基本月額} + \text{総報酬月額相当額} - 47 \text{万円}) \times 1/2$

※基本月額：加給年金額を除いた特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の月額

※総報酬月額相当額：その月の標準報酬月額＋その月以前1年間の標準賞与額の合計÷12

◆在職定時改定の導入

65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者について、これまで65歳以降の被保険者期間は資格喪失時（退職時・70歳到達時）にのみ年金額が改定されてきました。

就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く方の経済基盤の充実を図る観点から、令和4年4月から、在職中であっても年金額を毎年10月分から改定する「在職定時改定制度」が導入されます。

対象者となるのは厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受けている65歳以上70歳未満の方で、基準日（毎年9月1日）において被保険者である老齢厚生年金の受給者の年金額について、前年9月から当年8月までの被保険者期間を算入し、基準日の属する月の翌月（毎年10月）分の年金額から改定されます。

なお、令和4年10月分については、65歳到達月から令和4年8月までの厚生年金に加入していた期間も含めて、年金額が改定されることとなります。

※年金額が再計算された結果、支給停止額が変更となる場合があります。